

No.	事項	質問要旨	回答
1	①総論	「障害者支援施設」とは何か	施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。
2	①総論	身体障害者療護施設については現行制度においては、平成15年度以降に開設された施設は平成16年度から本則が適用されている。再構築後この取扱はどうなるのか。	再構築後3年間は現行補助水準（平成21年度交付額）を基礎とした激変緩和、減額調整、旧体系施設減算の経過措置が設けられているためこの取扱は廃止する。
3	①総論	サービス推進費の交付の単位は事業ごとか指定ごとか	指定の単位ごとに交付する（事業所番号が同一であれば、同一の交付申請） したがって、施設入所支援の規模を超える日中系事業がある場合であっても、同一の指定の単位であれば、障害者支援施設として交付する。
4	②基本補助	施設規模別（いわゆる定員区分）はどのように判断するのか	夜間は施設入所支援の規模で判断し、日中系サービスは日中系サービス事業の合計定員で判断する なお、定員規模は、運営規程に定める定員で判断する（運営規程に定める定員と指定上の定員は同規模であること）
5	②基本補助	国制度の人員配置体制加算区分（Ⅰ～Ⅲ及び無し）は月毎に変わる可能性があるが、基本補助単価の適用について、国制度に連動させて変更させていくか、年通してフィックスさせるか	各月初日の加算区分で判断する
6	②基本補助	生活介護において、サービス提供単位を設けている場合はどのようにするのか （※サービス提供単位が設けられるのは生活介護のみ）	サービス提供単位ごとに基本補助の算定を行う 例）サービス提供単位①で人配Ⅰならこれを適用 サービス提供単位②で人配Ⅲならこれを適用 なお、定員区分は日中系サービス事業の合計定員であることに留意すること
7	⑤加算：最重度障害者加算	新体系では身体・知的の区別なく障害者支援施設となるが、最重度加算の判定は身体と知的で別のものとなっている。どのように考えれば良いか。	施設の主たる利用者が身体障害者か知的障害者かの違いにより判断する。
8	⑤加算：最重度障害者加算	承認の判定にあたっては利用調整会議ポイント（身体）や心障センターにより審査（知的）を行うのか。	お見込みのとおり。
9	⑤加算：最重度障害者加算	年度の途中で障害程度区分が6から6以外に変わった場合、加算はいつまで対象か。	月の初日に6から5以下に変わった場合、加算はその前月まで。月の中途に変わった場合は、その月まで加算対象となる。 月の初日に5以下から6となった場合は、その月から加算対象。月の中途にそうなった場合は、翌月から加算対象となる。
10	⑤加算：最重度障害者加算	障害者等雇用加算の対象者を配置することで、職員配置1：1は満す扱いはできるか。	不可。障害者等雇用加算の拝承者は、最重度障害者加算の職員配置には含めることはできない。
11	⑧加算：特定支援充実加算	どのような者が加算の対象となるのか	触法行為または処分等（懲役、執行猶予など）の後、原則として2年以内に入所に向けた調整・相談等を開始し、その後、施設に入所した者について、入所から3年以内に限り加算対象とする。 なお、「触法行為」とは、逮捕・起訴に至ったものに限らず、不起訴処分や警察官による説諭、あるいは警察の介入以前の段階で処理が完結したものを含め、関係者からの申立てを通じるなどして実施機関が支給決定に先立ち把握していたことが記録上明らかなものを指すものとする。
12	⑧加算：特定支援充実加算	この加算を受けるためには、行動関連項目の点数も、都に提出するのか。	実施機関の意見書は必ず提出していただく。行動関連項目の点数は参考資料として提出を要することとする。
13	⑧加算：特定支援充実加算	市区町村からの意見書は毎月提出するのか。	当該施設への入所または再入所の後、初回の補助申請の際に提出するものであり、毎月/毎年/毎年の提出は不要。
14	⑧加算：特定支援充実加算	市区町村からの意見書の中で、「将来において見込まれる対象者の生活状況」欄において、将来的にも当該入所者の地域移行は困難である旨の記載がなされている場合、この加算は対象とならないか。	退所後の地域移行が予め確約されていることを要件とするものではないが、加算の趣旨から、対象者への支援方針については、退所後のことも含め、実施機関（市区町村）と入所施設が十分に調整を図る必要がある。
15	⑧加算：特定支援充実加算	器物損壊・占有離脱物横領など列記されていない犯罪・逮捕・補導歴があった場合（深夜徘徊で保護など）、加算の対象になるか。	その他欄に具体的な内容を記載した上で都において審査して加算の適否を決定する。

No.	事項	質問要旨	回答
16	⑧加算：特定支援 充実加算	過去3年間に犯罪歴のある利用者でAの施設で加算対象であった者がBの施設へ移ってきた場合、あらためてBの施設で区市町村意見書を取るのか。また、加算の対象である場合、Bの施設では何年間加算の対象となるか。 23. 3. 1・・・逮捕 ⇒ 23. 4. 1・・・A施設入所 ⇒ 25. 4. 1・・・B施設入所	再入所後に加算の対象となるためには、当該年度に実施機関の意見書を既に都に提出しているか否かに関わらず、再入所後の支援内容を踏まえた意見書を改めて提出する必要がある。 再入所後の加算対象期間は、36月から、以前に入所した際に加算を受けた期間を差し引いた月数を上限とする。 ただし、入所が継続している場合であっても、加算対象期間は当初の加算開始から4年（48月）限りで終了す
17	⑧加算：特定支援 充実加算	この加算を受けることで、施設は利用者に対してどのような支援をする必要があるか。新たな職員の配置は必要か。	必ずしも新たに職員の増配置を求めるものではないが、加算の趣旨に応じて、精神面のケアを行う体制を確保する等、個々の利用者の特性に応じた手厚い支援を行い、入所からおおむね3年後には地域への移行が可能となることを想定している。
18	⑧加算：特定支援 充実加算	行動関連項目の点数は施設が付けるのか、市区町村がつけるのか。東京都の心身障害者福祉センターは関わるのか。	援護の実施機関が施設への調査を踏まえて点数を付ける。
19	⑧加算：特定支援 充実加算	該当者が月の途中で入所した場合いつから加算されるか。	翌月から加算の対象とする。
20	⑧加算：特定支援 充実加算	触法行為のあった後、いつからいつまでの期間が加算対象となるのか。	触法行為または処分等の後、原則として2年以内に入所に向けた調整・相談等を開始し、その後に入所した者について、入所時から3年（36月）に達するまでの期間を対象とする。
21	⑧加算：特定支援 充実加算	加算対象であった利用者がいったん退所し後日再入所した場合はどうなるのか。	再入所後に加算の対象となるためには、当該年度に実施機関の意見書を既に都へ提出しているか否かに関わらず、再入所後の支援内容を踏まえた意見書を改めて提出する必要がある。 再入所後の加算対象期間は、36月から、以前に入所した際に加算を受けた期間を差し引いた月数を上限とする。 ただし、入所が継続している場合であっても、加算対象期間は当初の加算開始から4年（48月）限りで終了す
22	⑧加算：特定支援 充実加算	入所前には触法行為の経歴があることが判明していなかったが、入所後にそのことが判明した者は、この加算の対象となりうるか。	触法行為に起因して入所に至った者への支援を行うための加算であるため、このような場合は対象とならない。
23	⑧加算：特定支援 充実加算	入所中に触法行為があった者についても、そのことを理由に加算の対象となしうるか。	入所中には、そのようなことのないよう適切な支援を行うことが求められることから、そのようなケースは加算の対象としない。
24	⑪その他	サービス評価を受審しない場合、どうなるのか	これまで同様、基本補助について減算措置を講じる。
25	⑪その他	障害者支援施設における自立訓練事業の対象者の範囲は。	自立訓練事業の利用者が施設入所者か通所者かは問わない。 (国は、自立訓練事業の利用期間を定めてはいるものの、利用者が入所しているかどうかまでは制限していない。)
26	⑪その他	サービス推進費はどの会計でどのように受け入れるのか	従前と同様、会計関係の諸規定に従い、適切に処理されたい。